

地域安全ニュース

令和4年3月 発行者：徳之島地区防犯組合連絡協議会事務局 TEL 82-2076

年末・年始における特別警戒

(令和3年12月20日～令和4年1月10日)

年末年始は、特に各種犯罪や交通事故が多発することから、署員一丸となって「安全・安心な町づくり」の実現に向けて、事件・事故が起らないよう身を引き締め、警戒にあたりました。

なお、全国的に蔓延している新型コロナウイルス感染症の影響により、特別警戒の出発式やイベント等は中止しております。

今年も地域住民の皆様方の御理解と御協力をお願いいたします。(毎月1回の通常点検の様態を掲載します。)



「110番の日」合同キャンペーン

令和4年1月11日、「110番の日」の広報活動として実施しました。まずは警察車両が先導しながら各町内の青パト隊員が待つ町境界線でタスキリレーを繋ぎ、地域の皆様方に110番通報の適切な利用方法を呼び掛けました。



標語

緊急通報110(ひやくとう)番

いち早く いそがず慌てず れい静に

「1」 「1」 「0」



薬物乱用防止キャンペーン

1月25日(木)伊仙町のAコープ駐車場で、徳之島保健所・薬物防止指導員・警察署員・防犯協会員などによる薬物乱用「ダメ。ゼッタイ」キャンペーンが行われ、買い物客等へ声かけをしながら薬物防止チラシ・マスク等を配布しました。

危険ドラッグなどの薬物乱用は、

「あなたとあなたの周りの家族や社会を壊します。」

正しい知識を身に付けましょう。

薬物乱用防止に皆様方の御理解と御協力をお願いします。



防犯ボランティア団体代表者交流会

12月16日(木)徳之島警察署において、自主防犯組織6団体の代表者を集めて鹿児島県警察本部とのオンライン情報交流も含めた研修会を実施し、県内や徳之島の犯罪発生状況のほか、施錠の重要性などの理解を深めました。その後、防犯ガラス(CPマーク)の破壊実験を行い、防犯ガラス(CPマーク)は一般のガラスに比べて割れにくく、防犯だけでなく風災害にも非常に有効であることがわかりました。



徳之島の犯罪発生状況

(令和3年中)

()は前年比

	徳之島町	伊仙町	天城町	計
侵入盗	7(+6)	2(-1)	7(+6)	16(+11)
乗物盗	3(+3)	0(±0)	0(-3)	3(±0)
非侵入	15(+7)	6(+3)	5(±0)	26(+10)
粗暴力犯	4(-4)	3(+2)	1(-1)	8(-3)
知能犯罪	3(+2)	0(±0)	0(-1)	3(+1)
その他刑法犯	4(-1)	8(+5)	2(±0)	14(+4)
総計	36(+13)	19(+9)	15(+1)	70(+23)

令和3年中の県内うそ電話被害状況(暫定値)

認知件数29件(前年同期比-19件)

被害総額約3,186万8,190円(前年同期比約-1億2,139,419円)

徳之島署管内での被害の届出は、ありません

*いろいろな手口のうそ電話サギにだまされなよ(だまされるなよ)

徳之島の交通人身事故発生状況

(令和3年中)

()は前年比

徳之島署管内	発生件数	死者数	負傷者数	
徳之島署	39(+8)	1(+1)	43(+10)	
町別	徳之島町	24(+8)	0(±0)	25(+8)
	天城町	10(+3)	1(+1)	12(+5)
	伊仙町	5(-3)	0(±0)	6(-3)

徳之島の交通人身事故の実態

人対車両8件・車両相互20件・車両単独11件

高齢者の交通人身事故の主な内訳 全事故39件中25件(ケガ18名・死亡0名)

自動車運転6名・二輪車運転4名・自転車運転1名・歩行中5名・その他2名

薬物乱用防止教室

12月7日(火)面縄中学校の体育館において、全校生徒を集めて薬物乱用防止についての講話が行われました。警察官から、薬物(覚醒剤・危険ドラッグ等)が身体に及ぼす怖さや先輩・友人から薬物を勧められてもゼッタイ手を出さないことなどについて講話を受け、生徒たちは真剣な眼差しで耳を傾けていました。



危険から身を守る合言葉『**いかに**のおすし』を守って行動!

いかに「行かない」

おいでと言われても、ついて行きません。



いかにのおすし



の「乗らない」

知らない人の車に乗らない。



お「大声でさけぶ」

「助けて!!」
「キャー!!」と、
大声を出します。



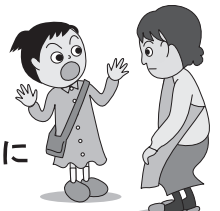
す「すぐにげる」

「子ども 110 番の家」やお店など、
大人のいるところに
すぐにげます。



し「知らせる」

どんな人か
何をしたか
家の人や先生に
知らせます。



春の子どもの見守り大作戦(地域安全運動)の実施

実施予定期間：令和4年4月6日(水)～令和4年4月15日(金)

令和4年3月15日から施行

クロスボウ所持禁止

許可申請や廃棄等の措置を執らずに令和4年9月15日以降も所持し続けた場合は、不法所持となります!
令和4年9月14日以前であっても、クロスボウの発射・持ち運び・保管等に規制がかかります。

どんなクロスボウが規制対象になるの?

規制対象となるのは、矢の運動エネルギーが6.0J以上となるクロスボウです。
いわゆるピストルクロスボウを含め、市販されているクロスボウは基本的に規制対象となります。

無償で処分します!

廃棄する場合には最寄りの警察署に持ち込んで下さい。
無償で処分します。



詳細は警察庁ホームページにて

<https://www.npa.go.jp/bureau/safetylife/hoan/crossbow/index.html>

許可制に!

